

平成31年4月22日

総合教育会議 会議録

(平成31年度 第1回総合教育会議)

開会 平成31年4月22日(月) 閉会 平成31年4月22日(月)

午前10時00分

午前11時00分

場所 西宮市役所本庁舎4階 442会議室

出席者	西宮市長	石井 登志郎	副市長	北田 正広
	教育長	重松 司郎	副市長	田村 比佐雄
	教育委員	前川 豊	政策局長	太田 聖子
	教育委員	側垣 一也	教育次長	坂田 和隆
	教育委員	長岡 雅美	教育次長	大和 一哉
	教育委員	藤原 唯人		
事務局	職	氏名	職	氏名
	政策局参与	安井 洋一	教育委員会事務局参与	八橋 徹
	政策総括室長	楠本 博紀	教育総括室長	村尾 政義
	政策総務課長	安座間 昌三	教育企画課長	吉田 巖一郎
	政策総務課係長	時岡 誠治	教育企画課係長	瀧井 佑介
	政策総務課副主査	森田 光彦	社会教育部長	上田 幹
			学校改革部長	津田 哲司
			学校教育部長	佐々木 理
			学校教育課長	木戸 みどり
			学校保健安全課長	中前 洋一
傍聴者数	2名			

平成31年度 第1回総合教育会議

日時：平成31年4月22日（月）

於：西宮市役所本庁舎4階

442会議室

開会 午前10時00分

○事務局 失礼します。ただいまから、平成31年度第1回目の総合教育会議を開会いたします。

開会に先立ちまして、会議の出席者に関し、委員の皆様にお伺いをいたします。運営要綱第5条第3項、会議は副市長、政策局長、教育次長の出席を求めることができるとの規定に基づき、本会議に副市長、政策局長、教育次長が出席することについて、構成員である委員の皆様にご異議はないでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 続きまして、会議の傍聴に関して、委員の皆様にお伺いをいたします。地方教育行政法第1条の4第6項では、総合教育会議は公益上の必要があると認められる場合を除き、原則公開と定められております。

本日本日の議題、「携帯電話等の学校持ち込みについて」は非公開とする公益上の必要が認められないため、本会議を公開することに御異議はありませんでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 ありがとうございます。それでは傍聴人に入室していただきます。

（傍聴人入場）

○事務局 なお、傍聴人が遅れて来られた場合も、随時入室していただくこととしますので御了承ください。

それでは、総合教育会議を始めさせていただきます。

初めに、市長から御挨拶を申し上げます。

○石井市長 おはようございます。冒頭のみ立って御挨拶させていただきます。

新年度になって初めての総合教育会議を招集させていただきましたところ、それぞれ御多用なところ御参集賜りまして、ありがとうございます。後ほど御挨拶いただきますが、新年度になりまして、副市長も1人新しくなり、政策局長も新しくなりました。そして、教育委員もお一方新しくなり、教育次長も新しくなりました。新年度は学校が忙しいのかなと思いながら、教育長から、まあ半ばを過ぎれば大丈夫でしょうというようなことでもありましたので、そういう中で、年度の頭というようなことでもあり、そして、さまざまな多岐にわたる議案がある中で、今回、開催の提起をさせていただきます。総合教育会議は今傍聴の方に入らせていただきましたし、そして、議事録の残ることでもありますから、市民に開かれた市政という意味では、この総合教育会議を、今日も含めてしっかり活用してまいりたいと思いますので、今日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、先ほども触れましたけれども、議題に入る前に、新たに教育委員となられた藤原委員と、田村副市長が本日初めての出席となりますので、それぞれ一言御挨拶をお願いいたします。

じゃあ、まず藤原委員、よろしくお願いいたします。

○藤原委員　この4月から教育委員を拝命いたしました藤原唯人と申します。よろしくお願いいたします。保護者委員ということで、拝命賜りました。まあ保護者といっても、いろんな考え方がありますが、その視点を大切にして議論に参加したいと思います。よろしくお願いいたします。

○石井市長　はい、よろしくお願いいたします。

それでは、田村副市長。

○田村副市長　はい。私、この4月から副市長を務めさせていただいております田村です。どうぞよろしくお願いいたします。この会議につきましては、この2年間、政策局長としても出席をさせていただいておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○石井市長 事務の政策局長、教育次長は、また後ほどお話をさせていただくようにいたしますので、それでは、議題に入らせていただきたいと思います。本日は、携帯電話の学校持ち込みというようなことでもあります。これは2月の19日に、柴山文部科学大臣が閣議後、記者会見において、小中学校の携帯電話やスマートフォンを持ち込むことを原則禁止とした2009年の文部科学省通知を見直すことを明らかにしたというようなことも、大いに意識をされているところでもあります。その後、さまざまなマスコミを初め、いろいろなところで賛否の議論があったところではありますが、現状で本市の状況がどうなっているかというようなことを共有をするということ、並びに、こうしたこの文部科学大臣の発言等は本市の今後の指針にも影響してくるであろうというようなことを思いますもんですから、この機会に総合教育会議の議題とさせていただいたところでもあります。あわせて皆様の御意見をいただければと思っている次第であります。

それでは、まず教育委員会から現状を御説明いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局 失礼します。学校保健安全課長の中前です。よろしくお願いたします。

本市では平成21年の文科省通知以来、学校への携帯電話等の持ち込みについては禁止しております。現状としましては禁止してると言いながら、保護者の願い、思いなんかがありまして、申し入れがあった保護者、児童生徒については学校で許可するような形で対応してきました。小学校においては、多くの場合、持ち込みを許可された児童については、各自で学校生活の中で携帯電話等を保管するような形で学校生活を送る。中学校の場合には、朝登校したときに職員室のほうに携帯電話を持ってきて、学年担当教師のほうで受け取り、また、下校時に返すというような形で、保護者との確認のもと対応してきたところですが、やはり携帯電話を学校に持ち込むことについては、現場の声としましては、トラブルが起こることが考えられるということで、原則禁止という形でこれまで対応してきたところですが、中学校におきましても、生徒

指導の問題等で携帯電話、SNSにかかわる問題がとても多いです。そういう意味では、今後も同じような形で対応していくのがよいのではないかなというふうな考えをもっているところです。いじめ、あるいは、生徒間トラブルの半分以上が携帯電話、SNSに絡む事案が報告されているところです。実態としまして、保護者からの申し出があって持ち込んでいる生徒がどれぐらいいるのかというのを、市内の生徒児童担当に調査したところ、ほとんどの学校で実際に持ち込んでいるのは1人か2人というふうな実態がありますので、今後もそのような対応を進めていくことがよいのではないかなというふうに考えているところです。

以上です。

○石井市長　もうちょっと説明をしていただきたいと思いますけれども、結局、いろいろ議論になっているところは、持ち込みをすることによって、何かトラブルが誘発されるというようなことで禁止をしているというようなことでありましたけれども、ただ一方で、ポジティブに捉えている点に関しては、災害時の連絡というような意味では、特に大阪などは子供と連絡がとりやすいというようなことから、そういう意味では、電源はオフだけれども、持ってきていいというようなふうになりましたが、まずお聞きをしたいのが、災害時の連絡というような手段に関して携帯電話、スマホをあえて持ってこさせる、電源を切っても持ってこさせるようなことをしないでも、連絡、伝達をしっかりとするようになっていくかどうかというようなことについて、ちょっとまず教えてください。

○事務局　失礼します。学校教育課長の木戸でございます。

お配りしております資料の16ページをごらんください。こちらは昨年の秋にまとめております各校の学級連絡網の整備状況に関するアンケートです。従来、学校のほうからの連絡手段として電話というものが大半を占めていたんですが、近年、やはり時代の変化とともにメールなどを利用した、配信システムを利用したものに変わってきております。下の(2)番、携帯メール配信等のシステムの運用状況をごらんいた

できますと、小学校は41校中41校が既に利用しております。中学校につきましては、会社が異なっていますが、20校中19校が利用している状況でございます。残る1校につきましても、今年度に入ってから学校に尋ねたところ、今年度中の利用を始めるという方向でPTAと協議をしているところだという報告を受けております。つきましては、何か災害が起こったときに家庭に対しての発信は、発信が可能な場合は、こうした方法で、生徒児童が1人ずつ携帯、スマホなどを持たずとも連絡はできるというふうには考えております。

以上です。

○石井市長　それでは、まあ一つ文部科学省や大阪などで災害時の連絡のためにスマホ等々を持っている子は持ち込ませてもいいんじゃないかというようなことに関しては、本市に関しては、現状こうしたメール配信システムなどでできているので大丈夫であろうという、認識としてそういうことであります。

そしたら、ちょっとあわせてもう一つ、いじめ等SNSに絡むものがとても多いというようなことではありますが、これは同時に、情報リテラシーの教育というような点で、どういう取り組みをしていくのかということについて、今度はこっちについてちょっとお話をいただけますか。

○事務局　失礼します。学校教育課、木戸でございます。

お配りしております資料の17ページをごらんください。情報リテラシーのうち、情報モラルに関するところということで、表にまとめさせていただいておりますのは、西宮市の小学校、中学校の道徳の中で、教科書の中で情報モラルをどのように取り扱っているかというところをまとめさせてもらっております。ごらんいただきましたように、小学校1年生から中学校3年生まで各学年、発達段階に応じた扱い方をしております。

簡単に説明させていただきます。小学校一、二年生につきましては、情報機器については具体的に取り扱わずに、情報モラルの根幹になっていきます「決まりを守る」で

あるとか、そういったことを子供たちが考えるような教材となっております。三、四年生につきましては、具体的にスマホなど携帯などを使い過ぎるような場面を子供たちに想起させながら、どのような生活のあり方がよいかなどを考えさせるような、そのような具体的な生活場面を扱ったような教材となっております。五、六年生につきましては、さらに子供たちが成長しておりますので、少しこういった情報機器の特性であるとか、あるいは、情報機器を取り扱う上で侵害されやすい権利などについて子供たちが考えることができるようになっております。中学生につきましては、さらに人間関係なども深まってまいりますので、そうした生活場面を想起させながら、この教材を通じて自分を振り返り、それから、自分の生活、友達の意見なんかも聞きながら、最終的には自分はどうあるべきか、あり方を考えていくような形の教材となっております。

説明は以上です。

○石井市長　　ありがとうございました。ちょっと重複はさけますが、要はいろいろ議論が起こっているところでもありますけれども、本市においては、今教育委員会から話があった中で、まあ当面は今のままでいったらどうかというような、そういうようなことであろうと思います。まあこうした中で、順次教育委員の皆様方からまず御意見をいただきたいなと思うんですけど、ちょうど正面におられます、前川委員から、ひとつよろしく願いいたします。

○前川委員　　今回、このアジェンダをいただきまして、私の中でぱっとすぐに浮かんだのが2つの視点です。

1つは子供たちを守るという視点に立って、何を求める姿とするのか。これが1つです。これを考えたときに、多分違うであろう、子供たちにGPS機能を腕に組み込んで、そして、脳には24時間の通信システムをこれまた埋め込むと。そして、頭上には一台一台小型ドローンが飛んで、我が子を見守っている。これは違うと。じゃあ、そうじゃないんだけど、我々が大切にしたい姿、育ちとして、これ何かっていうとき

に、次に思い浮かんだのが、今のこの情報化の社会であるとか、さまざまな価値観、それから、価値観もいろんな情報の氾濫でもたらされている誤った価値観も含めて多様です。この中で、今年1月の市政ニュースの中に、こんな時代だからこそ、人と人との心のつながり、その信頼感っていうのは暮らしを彩るっていうメッセージがありました。やはり一番教育が戻るべきところは、家庭教育も含めて、もっとお一人お一人のお子さん、その家庭、学校いろんな事情を素直にこう出し合って、事情をくんで、そして、子供たち家庭のためにできることを対応していけば、私はそれが一番であるなと思っています。

回りくどい言い方をしましたけれども、結果的には、当面今のままでというのではなくて、今のままのよさっていうのをもう一遍見直して、しっかりとお家の人や学校や、それから、地域とかに、いろんな思いとかを出し合えること。それから、もう一つ、一個だけつけ加えさせてください。PTAが果たすべき社会的機能、これがもっと活性化すればいいと思います。いろんな価値観、それから、情報化。こういう中で、PTA活動というのはボランティア活動じゃなくて、社会のいろんな市民性であるとか、教養を高めるための活動ですから、そういうことをしっかりと学校の教職員、地域、保護者一体となって、いろんな考え方に心の余裕があると、こういうようなことが、まあ西宮市として展開していけたらいいなと思いました。

○石井市長 ありがとうございました。それでは、続いて側垣さん、よろしく願いします。

○側垣委員 私は、教育委員会が出されている資料とか今回の資料を見させていただいて、1つは学校でその特例として認めているケースがあるというふうな報告ありましたが、どのような場合に認められるのかということ、その保護者との約束っていうのか、どのようなお話になってるのかということ、もう少し具体的に伺えたらいいのかなと。

○石井市長 まずそれ聞きましょうか。

○側垣委員　　いいですか。

○石井市長　　はい。

○事務局　　失礼します。学校保健安全課長の中前です。

基本的に、保護者の申し出があった場合は認めるという方向です。保護者はどうして申し出てくるかという、やはり児童生徒の安全にかかわることで、場所によっては本当に校区が広くて、通学に時間がかかる場合なんかは心配だということで、ぜひ持たせてほしいという保護者からの申し出があります。その場合には、先ほど申し上げたような形で対応しているというところでございます。

○事務局　　ちょっと加えて失礼します。学校教育部長の佐々木でございます。

子供たちの生活環境がさまざまで、例えば学校が終わった後にそのままもう自宅に帰らずにお稽古事に行ってしまうと。で、その後も帰りが非常に遅くなってしまふんだとか。また、御両親のほうで共働きで、まあその間、子供たちと顔合わせることができないので、また、夜遅くにならないとなかなか帰ってこない。まあそのような個々の生活上の事情というものがございまして、そのあたりを十分にお話をした上で、それだったら、やっぱり必要ですよというふうな話になった場合に、使用を許可していると、そういう一面があるというふうには思っております。

以上でございます。

○側垣委員　　ありがとうございます。今のお答えで事情がわかったんですが、基本的に私は今のそのパソコンであったり I T 環境であったり、SNS の環境っていうのは非常にこう危惧している立場です。それで、まあいろんな事情で認めざるを得ないっていうか、そういうものでもあるかとは思いますが、やはりその子供たちに、いわゆるメディアとかそういうものが与える影響っていうのをきちっと把握しながら物事を進めていかないと大変なことになるんじゃないかなと、すごく心配をしています。先ほどからも危惧される事例として SNS であったり、何かいじめとか。まあ先進国ではもう 20 年以上ぐらい前からそういうふうなことについてのその危惧があ

って、対策もとられているところもあるんですけども、まあ今ちょっとマクロの話をしていきますけれども、そういうこうきちとした体制と、こちらの側が方針をきちっと定めておかないと、なし崩しのいろいろな分野で影響が出てくるんじゃないかと。特に直接子供に対する、子供の成長発達に対しての影響が大きいってことはもう十分に指摘されているところなので、そのところに私たちは責任がもてるのかどうかっていうところで、そういうことも考えながら議論をしていかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

○石井市長　はい、ありがとうございます。それでは、続いて長岡委員お願いします。もし可能であれば、まあ私学の状況なども教えていただければと思います。

○長岡委員　今回、この議題が出たということで、3点について私の大学の附属の中高にちょっと聞き取りをしてきました。1点目はその携帯電話、スマホとかなどの持ち込みについて。それから、2点目が情報リテラシーについて。それから、3点目がそれに関する災害対応についてということで、3点聞き取りをしてきたわけですが、私学の場合、通学地域が広範囲にわたるといってもありますので、附属の中高は原則持ち込みは禁止しているけれども、まあ許可が出れば持ち込んでよいということになっているようです。スマートフォン、携帯は許可制として必要がある生徒は所定の手続きを経て学校が特別許可書を発行していると。そして、その特別許可書を必ず携帯する。そこには何が書いてあるかというのと、使用したい場所も書いてあるそうです。なので、恐らくまあ駅とかそういうことだと思うんですが、歩きながらしないとかですね。あるポイントポイントで使用をしますということで、緊急時以外は記載の場所以外では使用しないというような手続をしているんだそうです。携帯電話、スマートフォンは登校時に預かって終礼時に返却というようなのが中学校の状況のようです。

それから、高校については、まあ中身がどれほど違うのかということですが、許可書ではなくて、届け出制にしているということでした。なので、届け出をしたら、そういう許可書などを携帯するのではなくて、まあ持ってよしということだそうです。

校内への持ち込みは同じように登校時に預かって終礼時に返却ということで、校内では基本的には使わないということになっているようです。

それから、2点目の情報リテラシーのことですけれども、まあリテラシーというよりは、むしろ情報モラルのところで、注意喚起のために警察とか少年サポートセンターに依頼をして、定期的に講習会を実施しているということだそうです。

それから、3点目の災害対応については、今のところ学内ではそういった対応を特にはしていない。そういうのを使って何か災害対応をするというようなシステムはないということです。

まあお話を聞いて感じたのが、回収返却について、こちらでは教師の負担がっていうようなこともメモにありましたけれども、そういったことは余りないようで、むしろそれよりもやっぱり使い方、使用の方法でトラブルがやはり起きていると。で、学内ではもう預かっているので起きないんだけど、生徒の手に渡った後に、やはりプライベートで使っているときに撮った写真が拡散してしまったり、それから、まあ書き込みによっていじめにつながったりっていうことが、やはり年に数件はあるというようなことをお聞きしました。

中高ではなくて、もう私自身の経験によると、大学の場合はもう持ってきて当然で、当然ずっと携帯しているわけですが、やはりこの使い方のことは持ち込みを可とするか不可とするかということとは別に、この情報リテラシー、モラルのことについては、もう小さなころから徹底してやるべきだというふうに思っています。私たちの時代と違って、もう生まれたときからある。もう情報ネイティブのような、こういった情報端末ネイティブの人たちでもあるので、こういったところは徹底的にやらないと、学生たちも、こう悪いと思ってないんですが、例えば、授業のパワーポイントなんかもパシャパシャ撮るんですけれども、もう注意しないと平気で学生たちは撮ったりします。で、まあこれはだめなんだよっていうことを言ってやると、ああ、そうなんだと、やっと気づくということなんです、まあ大学の教室なんか広いので、後ろのほうか

ら撮って拡大して見たほうがノートとりやすいとか、学生たちは自分たちでとても使いやすい方法も知っているんだけど、そういった方法で撮るのではなくて、もうノートとらずにバシャバシャとこう撮っているみたいですね、そういうようなこともあります。なので、私はいつもカメラ禁止のマークをパワーポイントにしていますんですけど、まあ特に資料で余りこう外にばあっと出てはいけないような資料とか、閉じたところでしか見せたくないような資料もありますので、そういうようなものはもうあえてカメラ禁止のマークを張っておきますけど、それぐらいしないと学生たちの意識、まあそういった大学生になっても意識が低い子供はたくさんいますので、小さなときから、小学校のときから情報教育についてはしっかりと徹底すべきだというのは、私の考えです。

以上です。

○石井市長　　ありがとうございました。それでは、藤原委員、よろしく申し上げます。

○藤原委員　　ちょっと1点確認なんですけど、この大阪府で今議論されているこのガイドラインですね。これと、今のこの西宮の運用の違いっていうのは、携帯、原則は禁止なんだけれども、西宮の場合は都度都度というか、持ち込む人に対して許可制にすると。それに対して大阪は、こう一々許可が要らない。けれども、まあ持ってきてもいいですよ。そういう違いだということですかね。

○事務局　　失礼いたします。学校教育部長の佐々木でございます。

今おっしゃっていただいとおりだというふうにお考えいただいたら結構かと思えます。

○藤原委員　　はい、わかりました。で、先ほど側垣先生からの御質問にお答えくださったところで、申し出があったら、その学校において許可するっていうのをおっしゃったときに、一々理由を問うてるのかどうかっていうところで、若干2人の御説明が違ったように受けとめたんですけど、そこはどうなってるんでしょうか。

○事務局 学校教育部長の佐々木でございます。

理由は必ず確認をいたします。

○藤原委員 そうですね。はい。あと、それはその生徒たちに許可があったら認めるよっていうことは、何らかのこう告知されてるんですかね。それとも、告知されずに個別に相談があったら、実は申し出てもらえたら許可してるんだよっていうふうな説明をしてるのか、その辺は何か運用がどうなんでしょう。

○事務局 失礼します。学校教育部長の佐々木でございます。

積極的に告知はしておりません。

○藤原委員 ないんですね。

○事務局 はい。特別な事情があって、申し出があったときに、その協議に応じるというふうな形をとっております。

以上です。

○藤原委員 ありがとうございます。本件、私も非常に関心の高い分野で、今日のこの議題に上がるっていうことは別に言わずに、私の知ってる保護者のPTA会長をやっていたときのママ友にですね、いろいろ御意見尋ねてみたら、物の見事に意見が分かれる話です、これは。何事も制度論っていうのは必要性和許容性の2段階で議論をすべきところだと思うんですが、まあ必要と考える方々は、この災害のみ、災害というよりは、むしろ先ほども出たように日々の、仕事の中で帰るのが遅くなるであるとか、塾とか習い事行ってる子が帰るときに遅くなったときのために、やっぱり持たせておきたいというお声はあるようです。ただ、それは私の感覚であったら、ちょっと数としては少ないかな。ただその働いてる方々、保護者の方々はそういう視点をおもちだっていうところはおありのようです。

一方で、じゃあ、その必要性に基づいて認めるだけの大阪方式に変えるだけのその許容性があるのかっていうと、正直、私個人も結論が出ていないところです。積極的に変えるべきだなんていうほどの何て言うのかな。理由づけっていうのは、お話し

てる限りはあんまり感じないっていうのが正直率直なところですね。だから、果たしてその必要性を実現するほどの、変えなくてはいけないと仮にして、まあそれが認められるためにはどうすれば、何が必要なのかと、それを実現できるのかっていう視点から議論はしていくべきなのかなと考えます。

現在のその西宮の方式を仮に維持するとしても、今日いただいた資料の4ページ、5ページを拝見しても、個別の申し入れがあったときに認めているかどうかというときに、④-1の質問で、ウのいかなる理由があっても認めていないって学校はないということですね。ならば、果たしてその各学校に持ち込みを認めるかどうかの基準ってというのは裁量に任せてはるんじゃないかなと思うんですが、まあ今のその裁量に任せるままでいいのかっていう議論と、あと、必要ならば持ってきてもいいですよっていうことを、何らかの伝えてあげるべきか否かっていう議論もあわせて。まあ現状を維持するにしてもすべきなのかなとは思いますが。

以上です。

○石井市長　ありがとうございます。いろいろ御意見いただいているところですが、続いて、副市長、いいですか。

○北田副市長　じゃあ、ちょっと私、北田の意見を言わせていただきますと、個人的には物すごくこれ危機感を抱いてるところなんです。先ほど来、教育委員の皆様方がおっしゃってるとおり、時代とともに、こういろんな新しい機能がつけ加わってきて、今やまさに必須になってるんですけども、じゃあ、それに見合う使い方のノウハウだったり、ルールがちゃんと社会的に確立してるのかっていったら、多分まだまだしてないと思うんですよね。どうしてもこう何か便利さとか、利便性に流されてるっていう感覚を私は持ってまして、何となく後追いになってるって感じがしてます。社会全体が。ていうのは、私、まあ技術屋ですので、よく道路の管理なんかの話でこういう事例を聞くんですけども、単に危ないからとか、人に迷惑かけるからっていうレベルより、さらに一歩進んで、凶器になる。例えば、自転車を運転しててスマホ

のながら運転してる女子学生が、おばあちゃんにぶつかって死なせちゃったっていう事例がありました。まさに凶器ですね。これは。と同じような事例がソフトでも人を傷つけてしまうっていう、そういうふうな事例だって、もうわんさか出てると思いますが、残念ながら、その社会的な規範が整ってないっていうのは正直なところだと思います。例えば、同じ利便性でいえば、自動車の運転だって、毎年まあ少なくなりましたが、交通事故死がやみません。やみませんが、皆使ってる。社会的に許容されてるわけです。ただ、そういう機器でも、まさに運転免許までとってやってるけれども、まあ社会で許容されてると。そういう意味では、もうスマホなんていうのは、そういう免許制でも何でもなく、完全フリーな状態で今許容されてるわけなので、個人的には何らかの規制が私は要るんじゃないかなと思ってる派です。

という意味でいうと、今たまたま学校現場での使い方みたいなのを議論されてるとこなんですけど、やっぱりかなり子供のころから、先ほど長岡委員おっしゃっておられましたけど、徹底的に教え込まないと、このルールってなかなか変えれないんじゃないかって気がしてます。という意味でいうと、ある意味、こういう凶器にもなり得る、そういう装置だということを理解してもらって、それを徹底的に教育現場で教えていただくっていうのは非常に大事なことじゃないかなと思ってまして、まあそういう意味でいうと、先ほど来、皆さんおっしゃってるように、安易に利便性のところだけを抽出してそれをこうもってくることを簡単に認めてしまうと、どんどんどんどんそれが広がってしまって、歯止めがきかなくなるんじゃないかって危機感もってますので、まあそういう意味でいうたら、先ほど教育委員会のほうでおっしゃっていただいていたその方針ですね。それは、私は一定納得性があるんじゃないかなというふうに思ってます。

以上です。

○石井市長 それでは、田村副市長。

○田村副市長 はい。あくまでも個人的な見解ということで。まあ多分これだけス

マホが普及した中で、こういう状況を受けての話だとは思いますが、実際問題、こういう話が今時点出てくるっていうのは、ちょっと理解できなくて。というのは、この1ページに上げていただいているデメリットについての解決方策って、ほぼ示されてない。まあ先ほど長岡委員の話からすると、教員の負担ってそれほどないんじゃないかというのはあるかもしれないんですけども、ほかの項目については、ほぼほぼ解決策がない中で、こういう話が出てくるっていうのがちょっと理解できなくて、まずここら辺の整理ができた上での話ではないかなと思っておりますので、まあ正直、これまでどおりでいいんじゃないかというような個人的な感想です。

○石井市長　それじゃあ、あと兩次長どうですか。坂田次長。

○坂田次長　僭越ながら、私も個人的な意見というかですね。もう皆さんと同じです。まさしくこれだけ便利なものということについて、善意に活用すれば本当にこれだけ便利なものはないんですが、当然ながら、この昨今いろいろと出ている、いじめであったりとかっていう話っていうのは、やはりそういうことが必ず悪意に使われることの中で出てくるということで、これを防ぐ手だてっていうのは、現実的には多分ないのかなと思ってまして。ですから、皆さんのおっしゃるとおり、このままにしておいて、まずリテラシー、つまりそここのところはしっかりとやっていくというところの中で、多少、例えば保護者の方から批判を受けたりしてもですね、学校として、やっぱり厳格にその辺のところの持ち込みというのは一定規制を抱えてる今の状態を継続しとくほうが、私はいいのではないかなと思っております。

以上でございます。

○石井市長　ありがとうございます。大和次長。

○大和次長　皆さんがおっしゃっているように、時代は技術革新においてどんどんどんどん進んでいってるんですけど、子供の育ちとか、子供を取り巻く社会の状況が、まだ本当に追いついてないようなところがあって、今慎重に丁寧にいろんな議論をしていってる過程だろうというふうに思ってます。学校がこれを、持ち込みを認め

るというふうになるということは、子供や保護者においては、さらに積極的な意味に変わってしまう可能性があるんですね。みんなが持っているから、みんなが持っていくから、うちも持たせて、私も持っていきたいという。そうすると、それぞれの御家庭の中で違う方針をもっていらっしゃるところなどは、また、困った状況になるでしょうし、安易に流れてしまう可能性がありますので、慎重に丁寧に議論をしていく時期かなというふうに思っております。

○石井市長　　じゃあ、政策局長。

○太田局長　　はい、そうですね。まあ私も共働きなので、共働き世帯でその子供とのコミュニケーションツールが必要であるとか、あるいは、災害時の子供の居場所の確認のために必要とかっていうのは、一定わかるんです。ただ、それは親の側からの必要性であって、子供側からというよりも、親が必要だと思ってるということなので、子供側からいうと、やはりいじめの原因になったりとか、あるいは、使い方によって、学業がおろそかになったりとか、負の部分が結構まだたくさんあるのではないかなというふうに思います。一旦、学校に持ち込むことを許してしまうと、どうしてもこうな崩しになっていくんじゃないかなという懸念をしております。それと、子供だけではなくて、親のほうの情報リテラシーですね。まあここもちょっと心配な部分があるなということで、現在の教育委員会の規制っていうのはまあ妥当ではないかなというふうに考えます。

以上です。

○石井市長　　ありがとうございました。議論の大勢は大きく見えてるような感じですが、ここで、じゃあ、教育長お願いします。

○重松教育長　　携帯の場合、2つの便宜があると思います、1つは情報伝達というか、お互いがこう連絡とるという。それが昔だったら電話で、言葉で言ってたんですけども、それが今はもうラインだとか、メールのできるの、そういう意味ではもう直接やってたらできるということがあります。それから、もう一つはそこから、それ

だけじゃなくて、いろんな情報がとれるという面があります。その面をどうするかというのが1つ大きいかなと。ですから、本来、電話はお互いに話すということが主だったはずなのに、いろんな要素がついてしまってるんで、もう全然違うものになってしまってる。それをどうするかという。ですから、長岡委員が言われたリテラシーをどうするかというのがやっぱり一番大きな問題じゃないのかなと思います。ただ、今いろんな意味で困ってるのが、家庭の教育力が弱くなってるだとか、それは道德だとかなんとかっていったときに、全部学校へ学校へときてますので、携帯をオーケーとなってきたときに、そのリテラシーをどうするかという問題になったら、全部学校へ背負ってくるんで、それがなかなか難しいかなというのは思いますね。

ですから、最近では電車に乗ったらみんな携帯を持ってやってるのが、半分以上ゲームをやってますので、今までとはちょっと違う使い方になってきているのかなというのが見えてきてます。ただ、びっくりしたのは災害があったときに、警報が鳴りますけど、一斉になりますので、電車の中で鳴るとちょっとびっくりしましたけど。だから、そういう意味でいったら、今西宮の場合は、保護者等にはそういうふうに連絡がとれますので、その分はもう必要ないかなというように思ってます。ですから、やはり必要なのはもうどうしても連絡をとりたいという場合には何とかお願いしたいという許可だけのほうがいいのか。そのかわり、学校としてはそのリテラシーをどうするかということをやっていないと、もう今、町へ出ても、携帯を持ちながら歩いている、もう何か目の前でドンとぶつかりそうになるというときでも、平気でもう携帯を持ってますので。ですから、なかなかこれ難しいなと思いますね。ですから、そのリテラシーの問題と、さっき言ったその情報がいろいろとれるので、要するに、子供たちも勉強でわからなかったらすぐ携帯でこうして。特に大学生なんかの場合ですと、もう本当に授業しているとわからなかったら、すぐこれ調べますので、大学の先生ももう最新の情報を持ってないと授業ができないというような状況になってます。ですから、ちょっと違うことを言うと、それ先生、前の話だよ。前の学習指導要領に書いて

あって今は書いてないよとかって言われたりするんで、そういう意味では、まあ新しい情報はとれます。ただそれは全部その情報も信用できるか、信用できないかというのはあるんですよね。だから、そういう意味でいったら、とる情報が正しいのか正しくないかっていうのは判断しなきゃいけないので、そういう意味でいったら、ばあっと流れてる情報がいかがなものかなというの思いますね。

それと、そのいじめだとかの問題は、長崎で事件があったときもラインの問題がずっとありましたけど、あれも解決できてないままですし、それから、SNSを使って、要するに大学入試のときに、京都大学とか早稲田とかの問題があって、絶対携帯持ち込み禁止となっておりますけど、だから、そういうようなこともいろいろあるので、その部分がやっぱり非常に難しいので、まあ今学校へ持ち込むのは、これは今のところちょっと難しいかなと。ですから、よっぽど何かあれば許可がもらえればというふうに。ただ、そういうような方向でいきますよということは、やはり一度保護者へ知らせる必要があるのかなと。西宮市としてはこういうふうな感じで今後やってきますというのは、まあ連絡しておく必要があるのかなとは思いますが。

私からは以上です。

○石井市長　　ありがとうございました。ここの部分までのちょっとまとめをしたいと思いますが、私がこのニュースに触れたときに、この文科省や大阪の事例がまるで開明的なのかもしれないというのを一瞬頭をよぎったわけではありますが、よくよく話を聞くと、それは必ずしもそうではないと。前川さんがおっしゃられた、当面今はという言い方でなくて、今のよさをしっかり見直せというようなことで御意見いただきましたですけども、そういう意味では、想定されるメリットよりも、大いにデメリットのほうが上回っているというような状況であると。あと、まあリテラシーをもうちょっと調整しなきゃいけないということとあわせて、教育委員会からありませんでしたが、まあ皆さんも御承知のように、西宮の場合、普通教室のWi-Fiはほぼ100%完備をされて、その情報教育はやっているというようなことでもありますから、

そっちはそっちでできているというようなことであります。あわせて、藤原さんがおっしゃったオーケーだということを、まあ積極的に知らせるかどうかというのはさておき、今日、総合教育会議の場でこういう話がありましたから、どうしてもというよ
うな、こう親子合意があった際に、それは可能だというようなことはまあお知らせは、
まずこの場でできたと思いますし、これをどう伝えていくかというようなことは、継
続的にちょっと考えていきたいと思います。

いずれにいたしましても、この基本的に今の西宮市教育委員会が掲げている仕組み
については、本件はこのまましっかり踏襲をしていくというようなことに集約される
のかなと思うところでありますが、どなたか御意見がありますでしょうか。

○側垣委員　　よろしいでしょうか。

○石井市長　　はい、どうぞ。

○側垣委員　　教育機関である学校においては、今市長がおっしゃったような方向性
で現在のところはなんですけれども、今後のことを考えますと、やはり先ほどから長
岡委員もおっしゃっていましたが、小さいころからのそのきちっとした教育をして
いかないと、これとんでもないことになるなど。で、まあ放置しておくべきことでは
ないというふうに、やっぱり全員が認識していかなきゃいけないんじゃないかなと。

それと、もう一つ、その携帯電話、誰でも手に入るっていうふうなイメージがある
んですけれども、手に入らない人たちもたくさんいる。まあ情報弱者というんですか
ね。まあそういう家庭にいる子供たちもたくさんいるわけです。ですから、機会の平
等ということではなくて、やっぱりそういうケースにどう対応していくのかという、
まあそれは教育の基本だと思うので、そこら辺は見失わないようにしなければいけ
ないんじゃないかなというふうに思います。現実には、まあ例えば私、施設の子供でい
うと、高校生は自分のアルバイトしたお金で契約をして、それが条件だということで持
ってます。ところが、中学生は持ってないです。公費ではできませんし、アルバイトは
しませんから。ですから、そういう意味では持っていきたくても持ってない子供たち

もたくさんいるという、まあそういうことも現実にあるわけですので、やはり細かいところに配慮しなければいけない。

もう一点、私、幼児にかかわる仕事をずっとしています。非常に危惧しているのはスマホ子育てというのか、そういうものが本当にあるわけですね。それがその子供にとってどういう影響を与えるのかというのを余り考えないで保護者の方はそういうのを普通にされてるわけです。泣いたらスマホを見せてとかね。子守をさせるとかね。そういうふうなことが現実としてあるわけで、そういう中で育ってきた子供が将来どういうふうに成長するのかということは、非常に心配しています。ですから、そういうことも含めて、私たちこういう議論をしていかないといけないんじゃないかなということと、そういう意味でいえば、西宮市はそういう意味で何というのかな。もう少し高い理想を掲げて、西宮の子供たちをどう育てるかっていうことについて、その部分も考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

○石井市長　　ありがとうございました。本件、今日のこの議題について、まあ今補足をしていただきましたですけども、まとめに関して繰り返しません、特に本題の携帯の持ち込みについて、特段言い忘れ、言い損なっていると、付記するとか。藤原委員、どうぞ。

○藤原委員　　私も結論としては、その市長おっしゃったまとめの形でいいと思うんですけども、ただ何かその議論を聞いてると、何かすごく携帯に対する恐怖のようなものばかり皆さんおっしゃってて、きっとそれは新しい何かが出てきたときに、一番それに順応するのは、いつの時代も子供たちで、要は大人っていうのは、それにこう不必要な恐怖を抱くっていうのは、きっとテレビが出てきたときもそういう議論があったと思うんです。恐らくここにいらっしゃる皆さん知らないような、一つ前の世代の話だと思うんですが、テレビを見ると頭が悪くなるみたいな議論があったと思うんですね。ところが、もうみんな生まれたときからテレビがあるようなところで育ってきた我々じゃないですか。スマホ子育てっていうのも、確かにちょっと苦々しく

思うところありますけれども、きっとそれで育ってくる子供たち、次の世代をつくって
いくって世の中にはなっていくと思うんです。だから、あんまり何かこう恐怖感
だけで議論すると、何か本質を見誤るのかなってというような気はします。きっと次の
世代はそういう世代に育つんだろうというふうには思うんです。

それと、あと市長が言ってくださいましたけれども、今申し出があれば認める、理
由をつけて申し出れば認めるという運用がされてますけれども、それがその理由の内
容が審査されるのか否か。よほどのこと、よほどの理由を求められるのか、それとも、
まあまあ理由があればいいんじゃないぐらいでいけるのかってというのは、学校によっ
て運用がまちまちっていう状況が果たしてよいのかって議論はしといたほうがい
いのかなとは思いますが。

○石井市長　審査されるんですか。

○事務局　学校教育部、佐々木でございます。

審査ってということで一定のラインを引こうと思うと、非常にまあ難しい部分は正直
あるのかなというふうに思ってます。ですので、あくまでも保護者と学校側との十分
な話し合いのもと、その必要性を見出すことができれば、もちろん許可していくわけ
になりますので、例えば、保護者が勤務していて、何時までは子供がフリーになっ
てしまうからとかいう、そういう一定のラインを引くっていうことは、個々のケースに
対応していくには難しいところもあるかなっていうふうには思っているところです。今
のお話を聞いた感想になってしまいますけれど。

○藤原委員　はい、ありがとうございます。

○石井市長　はい、前川委員どうぞ。

○前川委員　私その審査のことで少し思いましたのが、結局保護者からの申し出を
審査するような立場で、学校は教育ができるのか。その子供たちを守るのはみんなで
守るわけだから、それを学校のルールの中に整理して落とし込むのが本来かと、私は
思っています。違う言い方をすれば、私が知っている学校が一番困ってたのは、保護

者と学校が寄り添えなくなっている。忙しくなってる。困ったことや心配なことや頼りにしたいことがあったら、みんながパートナーとしてね、心を寄せ合う、それを基本にあればいいわけで。例えば、結果的に学校から許可もらえなくても、帰るときにお家の人だね。ああ、きょうは学校にいろいろ話聞いてもうて、ちょっと落ちついたなどかね。そういうようなことが地道にされないと、学校教育の中で、法とか通知以上の決まりを、余り教育委員会が出しゃばって私はそこのところに足かせをかけるっていうのは、本末転倒のような気がしますし、保護者に対しても失礼というか、そういうことが起こってはいかんなと思いながら聞きました。

○石井市長　それはもうもちろんそうだと思いますし、だから、まあそういう意味ではね。逆に何か今審査をしてるといようなことではなくて、基準を設けてといようなことではなくて、おまけにそういう立場をとってるわけでもないと思いますので、前川委員の言うようなこう理想的な姿がまずあるんですけど、きょうはまあどうしてもこの携帯の持ち込みというこの各論でアプローチしてしまったものですから、そういう議論になってしまいましたですけど、そのあたりも御意見ありがとうございます。

まあ一方で、当面のまとめという意味ではそうですし、藤原さんが言うのももちろんごもっともな部分ありますのですが、まあ当面はすぐにどこかに追随をするといようなことではなく、現状をしっかりとやりながら、また、今回の総合教育会議の議論がここだけでなく、いろいろなポジティブな議論につながればいいなと思うところでもあります。

この今日の議題をこれで大方締めくくりたいと思いますが、まあちょっとあわせてこれも、また御意見あれば最後に若干時間をとって、まあ時間をとらずにでもいいんですけど、若干御意見聞きたいなと思いますが、前川さんからP T A活動は社会の市民性を見直すといようなことでおっしゃっていただいたり、あと側垣さんからこうスマホの育児のことが子育てに対してどうなのかという、まあそれが総合教育会議の

議論かというようなこともあります。基本的には、市長が招集をしてというようなことでもありますけれども、今日の「携帯電話等の学校持ち込みについて」に限らず、教育のテーマというようなことで、年度初めということもありますし、こういうことについて課題を共有したいんだとかですね。市長のちょっと考えを申し述べよと。まあ今日は申し述べませんが、提起を何かしたらどうかというのがあれば、せっかくだから、あればお聞きをしたいなと思うのですが、どうでしょう。PTAなんかはね、まあ今日はPTAの話はしませんけど、PTAの話が最近出てますが、藤原委員どうぞ。

○藤原委員 1点いいですか。もうすぐ夏になってプールが始まるんですけども、プールにゴーグルの持ち込みですね。原則何かゴーグルをつけていってはいけないと言われてるようなんです。ただその目に何かこう病気があるとかいうようなことで申告すれば、ゴーグルを持っていってもよいと。

○石井市長 なるほど。

○藤原委員 はい。別にゴーグルなんてそんな何か自由に持ち込んでいいんじゃないのかっていうのが私の感覚ではあるんですけど。

○石井市長 まあ今恐らく聞いたら、佐々木部長から何か返ってくると思いますんですけど、ただそこは、それは今やめといてですね。要するに、今のこの携帯と同じ文脈ですので、その持ってくるもの、それはまあそれなりの有価物ですから、お金の問題もあるし、あとはもしくは、その必要性というようなことがあります。要するに、その学校の物の持ち込みというようなことに関して、ちょっとまあ提起があってもいいんじゃないかという、そういう理解でいいですか。

○藤原委員 ああ、そうですね。はい。

○石井市長 それで、今特にゴーグルですと。

○藤原委員 まあ今ちょっとふと。

○石井市長 ふとと思って、ふと思ったこと言っていたらいい。

○藤原委員 はい。

○石井市長 まあそんなようなこともあれですし、ほかにも今この場でなくても結構ですし。P T A委員、P T A枠ですから、親の立場からどうでしょうか。

○藤原委員 P T A活動に関してなんですけども、地域の温度差のようなのがすごく大きいものかなと思います。そこに通ってる児童の数、児童の数イコール保護者の数ですから、委員のリソースの数になるわけなんです。私の子供が行ってる小学校は、まあ規模としてそんな大きくもなく小さくもなくぐらいのところなんですけど、うちは結構そのP T A活動自体はそんなすごく嫌がるような雰囲気はなくて、この4月も各教室で落とすための抽選を行ったところが多かったようにも聞いてます。通すための、押しつけ合うための抽選ではなくて、手を挙げる人が定足数を越えたので。

○石井市長 なるほど。まあそれも含めて議題にどうか、またちょっと教育長と相談をしながらお願いします。

あと、これから夏にかけて、また教科書採択等々ありますので御苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。

じゃあ、特に今日の段階でなければ、今日の議題についての一定の結論もありましたですし、また先ほど申し上げたように、いろいろなところをオープンに、また議論していきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日予定していた議事はこれで終わりましたということで、最後に教育長から一言、よろしくお願ひいたします。

○重松教育長 本日はありがとうございました。今日の話聞いていて思ったのは、やはりそのもともになるリテラシーというか、考え方というか、それをどの時点でというか、まあ結局、幼児期からきちんとやっておこなきゃいけないんじゃないかなという事は非常に感じました。ですから、これだけいろんな変化があって、いろんなことが変わってきてる中で、それに対してどう対応するのか。ましてやグローバル化の中でどうなんだろうという問題もあるので、その考え方というのは非常にいろいろと

あるんだなと感じましたので、これからもまあそういうものを受けて、教育委員会としてもどう対応していくのかという、非常に大事なものだなと思っていますので、本当に今日はいろんな意見いただきまして、ありがとうございました。

○石井市長　それではこれもちまして、本日の総合教育会議を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会　午前 11 時 00 分